

県が行う中間確認指導概要

お知らせの タイトル	令和3年度県が行う中間確認指導の実施状況について
概 要	<p>県が行う中間確認指導は、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき山形県が定める要綱基本方針に従って、抽出した活動組織について、活動計画、活動記録簿、金銭出納簿等について、適切に処理されているか確認を行うものです。</p> <p>本年8月～12月に県内4ブロックに分け実施され、当協議会も中間確認に同席し指導助言を行いました。</p> <p>各種書類等の作成・記載にあたっての留意事項は、配布している『活動マニュアル』によりますが、今回の中間確認で特に指導助言が多かった点については下記の通りですので、今後の適切な処理の参考としてください。</p>
実施日及び 実施数	<p>村山総合支庁管内 8.24～12.10 14市町村 25活動組織 置賜総合支庁管内 11.9～11.25 6市町村 12活動組織 最上総合支庁管内 10.27～11.16 8市町村 20活動組織 庄内総合支庁管内</p>
開催場所	各市町村会議室等
参集者	各総合支庁担当者、当該市町村担当者、当該活動組織代表者等、多面協議会事務局
主な指導 事項	<p>1. 総会について</p> <p>①総会開催にあたり欠席者の委任状を準備し、提出してもらうようにすること。 ②総会成立要件を議事録に記載し、総会終了後構成員に対し周知すること。 ③総会資料の中に毎年作業単価一覧表を入れて議決すること。 ④役員報酬がある組織は、その単価の根拠を作成しておくこと。 ⑤役員報酬と事務作業日当のW支給を避けること。</p> <p>2. 活動記録簿について</p> <p>①活動計画に記載してある活動番号が活動記録簿に記載してあるか確認すること。</p> <p>3. 金銭出納簿について</p> <p>①交付金の管理は通帳で行い、現金管理は避けること。 ②日当等の支払については、対象者より印鑑又はフルネームのサインと共に受領月日を記入してもらうこと。</p> <p>4. 領収書について</p> <p>①領収書はレシートでも可能だが、経年劣化で数値等が消える恐れがあることから、一度コピーをとってその上にレシートを貼り付けるようにすること。 ②個人のクレジットカードを利用して支払をする場合等、領収書に利用ポイントが記載される場合があるので注意を要する。</p> <p>5. 長寿命化について</p> <p>①工事費の上限（200万円）を超える場合は、県の技術的指導を受けること。 （注）本県の場合、県が指導の上認定した場合、水路・農道は500万円まで、ため池は800万円まで実施可能</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>